

令和8年度
国民健康保険税率等改正にあたっての基本方針



令和 7 年 12 月
加 須 市

目 次

1 基本方針	1
2 国保税改正の基本的な考え方	3
3 国保事業運営の基本的な考え方	6
4 国保事業運営の具体的施策	7
5 国保税改正の基本方針（案）	10
令和8年度 税率改正の影響	14
令和8年度 加須市国民健康保険事業特別会計予算(案).....	15
県内市における国民健康保険税 調定額・収納率の状況.....	16
県内市における国民健康保険事業特別会計 繰入金等の状況.....	17
県内市における国民健康保険 前期高齢者構成率・療養諸費用額等の状況	18

1 基本方針

(1) 策定の趣旨

国民健康保険（以下「国保」という。）は、国民の健康を保持増進させることを目的に、すべての国民が医療保険の対象となる国民皆保険制度として、昭和36年に確立され、医療費を加入者で負担し合う相互扶助の考え方に基づき、健康保険組合や全国健康保険協会、共済組合と並ぶ公的医療保険であり、本市においては人口で約20%、世帯で約29%が加入しているものである。

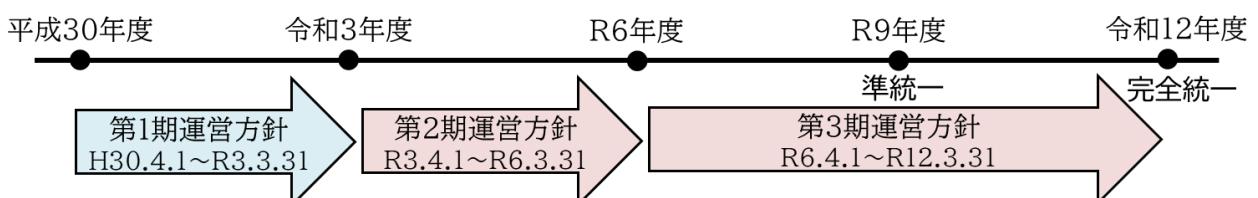
しかしながら、国保制度は、急速な高齢化の進展や医療技術の高度化等に伴い一人当たり医療費が増大する中にあって、他の医療保険よりも高齢者や低所得者層が多く加入していることなどにより、財政基盤が脆弱であるという構造的な問題を抱えている。

こうした問題に対応するため、国は大幅な公費投入により国保の財政基盤を抜本的に強化し、平成30年度からは都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村と共同で国保を運営する新国保制度（「国保の広域化（都道府県単位化）」）が施行されたものである。

これにより市町村が個々に運営していた国保事業は、新たに導入された納付金制度により県内全市町村による相互扶助の仕組みに変更となった。市町村は、共同保険者として、税の賦課、徴収や資格管理、保険給付、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を担うという抜本的な制度改正が行われ、この制度改正により埼玉県において策定した、「第1期 埼玉県国民健康保険運営方針」では、事業費納付金（以下「納付金」という。）及び事業の実施に係る経費を賄うために必要な保険税率を設定し目標とする税収を確保することにより、市町村国保特別会計の収支を均衡させることを原則とし、一般会計からの支援である法定外繰入金、つまり「赤字」を解消することとした。さらに、保険税水準の県内統一について、県内被保険者間の負担の公平化及び市町村の枠を越えて支え合う医療保険制度を構築していく観点から、将来の目指すべき課題として位置付けていたが、「第2期 埼玉県国民健康保険運営方針」及び「第3期 埼玉県国民健康保険運営方針」においては、統一の進め方が具体的に明記され、令和9年度に準統一、令和12年度に完全統一し、法定外繰入金については令和8年度までに解消することとされた。

このような状況の中、本市では、国民健康保険事業において安定的な運営が必要という大前提のもと、保険税水準の統一を推進する「第3期埼玉県国民健康保険運営方針」に適切に対応していくため、「令和8年度 国民健康保険税改正にあたっての基本方針」を策定するものである。

※ 埼玉県国民健康保険運営方針 対象期間について



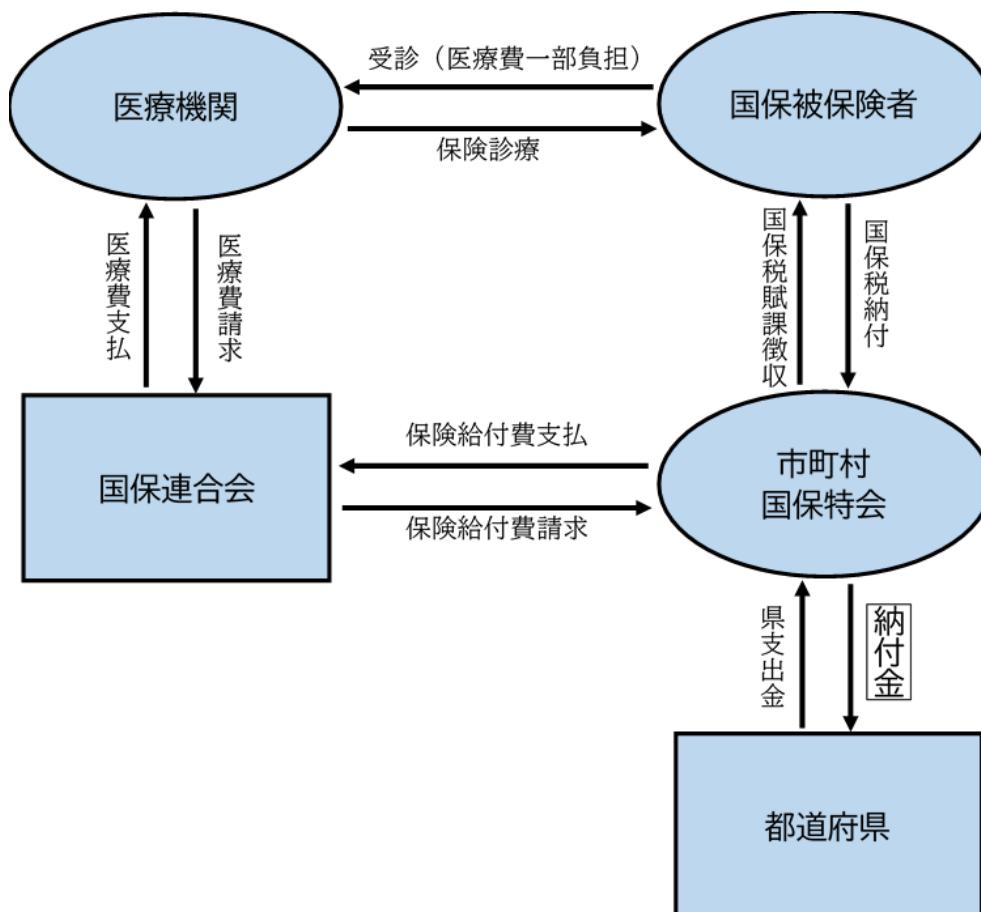
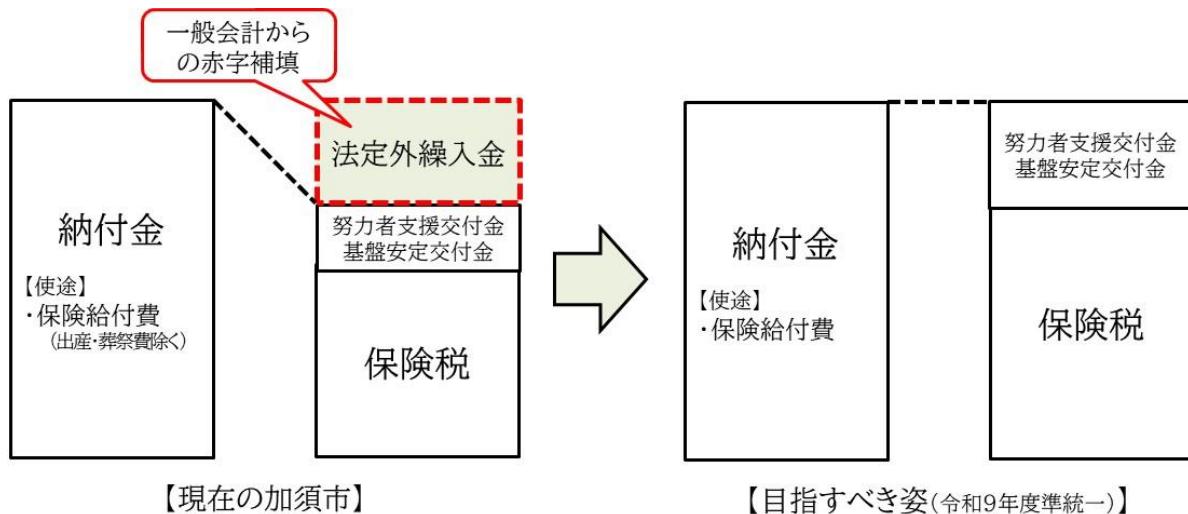
※ 国保特別会計の収支を均衡させることを原則とし、令和5年度までに一般会計からの法定外繰入金を解消することが明記

※ 令和8年度までに一般会計からの法定外繰入金を解消することが明記
※ 保険税水準の統一を3段階に分けて進めていくことが明記
① 納付金ベースの統一 ⇒ 令和6年度
② 準統一 ⇒ 令和9年度
③ 完全統一 ⇒ 令和12年度

(2) 国保財政のしくみ

平成30年度からの国保の広域化により導入された納付金制度は、県全体の保険給付費等の必要額から、国庫補助金(公費)や被用者保険からの交付金(前期高齢者交付金)等で賄われない部分を県内全市町村で分かち合う制度である。納付金は、県が国のガイドライン等に基づき算定し、被保険者数、所得水準に応じて、各市町村に割り当てる。市町村は納付金及び保健事業等の実施に係る経費を賄うために必要な保険税率を設定する。

■ 納付金の財源イメージ



2 国保税改正の基本的な考え方

埼玉県国民健康保険運営方針における令和9年度からの保険税水準の準統一に向け、税率の見直しにあたっては次の6項目を基本的な考え方とする。

- (1) 令和9年度からの準統一に向け、令和8年度、9年度の2年間で税率を改正(引上げ)していく必要がある。
- (2) 赤字削減・解消計画では令和8年度までに法定外繰入金を解消することになっている。
- (3) 令和8年度決算での赤字解消及び令和9年度当初予算からの準統一に向けて、県内市町村においても本格的に引き上げをしてきており、足並みを合わせるべきである。
- (4) 所得割についても、標準保険税率を下回った場合、負担の公平性の観点からも引き上げを検討する。
- (5) 令和8年度に新たに創設される子ども・子育て支援納付金分については、県が示す標準保険税率に合わせる必要がある。
- (6) 県方針を踏まえ、令和9年度までには、税制改正により法定賦課限度が改正された場合、政令と同日から適用する。(子ども・子育て支援納付金分については、令和8年度から政令と同日から適用する。)

■ 現行税率と標準保険税率の比較

		令和7年度 加須市税率 (A)	令和8年度 市町村標準保険税率 (B)	不足 (A-B)
医療給付費	所得割率	7.50%	7.98%	△0.48ポイント
	均等割額	40,700円	48,474円	△7,774円
	賦課限度額	650,000円	660,000円	△10,000円
後期支援金	所得割率	2.30%	2.86%	△0.56ポイント
	均等割額	10,500円	17,249円	△6,749円
	賦課限度額	240,000円	260,000円	△20,000円
介護納付金	所得割率	2.40%	2.44%	△0.04ポイント
	均等割額	11,000円	17,272円	△6,272円
	賦課限度額	170,000円	170,000円	-円
子ども・子育て支援納付金	所得割率	-	0.26%	△0.26%
	均等割額	-	1,573円	△1,573円
	18歳以上均等割額	-	119円	△119円
	賦課限度額	-	-	-
合算	所得割率	12.20%	13.54%	△1.34ポイント
	均等割額	62,200円	84,687円	△22,487円
	賦課限度額	1,060,000円	1,090,000円	△30,000円

※令和8年度市町村標準保険税率は、県が11月28日に公表した「秋の試算」時点のもの。

※子ども・子育て支援納付金の均等割額（18歳以上均等割額を除く。）については、18歳に達する日以後最初の3月31日以前である被保険者の場合、全額軽減される。

■ 保険税水準統一の進め方

第3期 埼玉県国民健康保険運営方針によると、保険税水準の統一は3段階に分けて進めていくとされている。

① 納付金ベースの統一（令和6年度完了）

納付金の算定過程において医療費水準を反映しないほか、都道府県公費を市町村単位ではなく県単位で計算することとし、市町村ごとの納付金額を算定するうえでは統一基準によることとする。

② 準統一

令和9年度から収納率格差以外の項目を統一することを目指す。

県内全ての市町村が市町村標準保険税率どおりに賦課することとする。

③ 完全統一

令和12年度に県内全ての市町村の標準保険税率が統一される。

■ 加須市保険税率の推移

	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	所得割率	均等割額								
医療給費分	7.50%	23,000	7.50%	27,700	7.50%	32,700	7.50%	40,700	7.50%	40,700
後期高齢者支援金分	2.30%	10,500	2.30%	10,500	2.30%	10,500	2.30%	10,500	2.30%	10,500
介護保険料分	2.40%	11,000	2.40%	11,000	2.40%	11,000	2.40%	11,000	2.40%	11,000
子ども・子育て支援納付金分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	12.20%	44,500	12.20%	49,200	12.20%	54,200	12.20%	62,200	12.20%	62,200

■ 加須市標準保険税率の推移（準統一：令和9年度）

	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度(秋の試算)	
	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額
医療給費分	6.51%	39,718	6.24%	37,728	6.77%	40,188	6.92%	42,446	7.98%	48,474
後期高齢者支援金分	2.39%	14,096	2.71%	15,857	2.85%	16,456	2.73%	16,485	2.86%	17,249
介護保険料分	2.53%	18,365	2.30%	16,687	2.32%	16,402	2.22%	15,993	2.44%	17,272
子ども・子育て支援納付金分	-	-	-	-	-	-	-	-	0.26%	1,573
計	11.43%	72,179	11.25%	70,272	11.94%	73,046	11.87%	74,924	13.54%	84,568

■ 埼玉県標準保険税率の推移（完全統一：令和12年度）

	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度(秋の試算)	
	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額
医療給費分	6.73%	41,056	6.78%	40,966	7.14%	42,364	7.44%	45,623	8.09%	49,155
後期高齢者支援金分	2.40%	14,175	2.75%	16,115	2.85%	16,479	2.74%	16,558	2.85%	17,178
介護保険料分	2.60%	18,886	2.40%	17,395	2.38%	16,890	2.29%	16,480	2.48%	17,587
子ども・子育て支援納付金分	-	-	-	-	-	-	-	-	0.26%	1,583
計	11.73%	74,117	11.93%	74,476	12.37%	75,733	12.47%	78,661	13.68%	85,503

3 国保事業運営の基本的な考え方

令和7年9月末現在における本市の国保被保険者は、22,227人（前年同月比△1,116人）、高齢化率（65歳～74歳の占める割合）は、49.4%と約半分である。

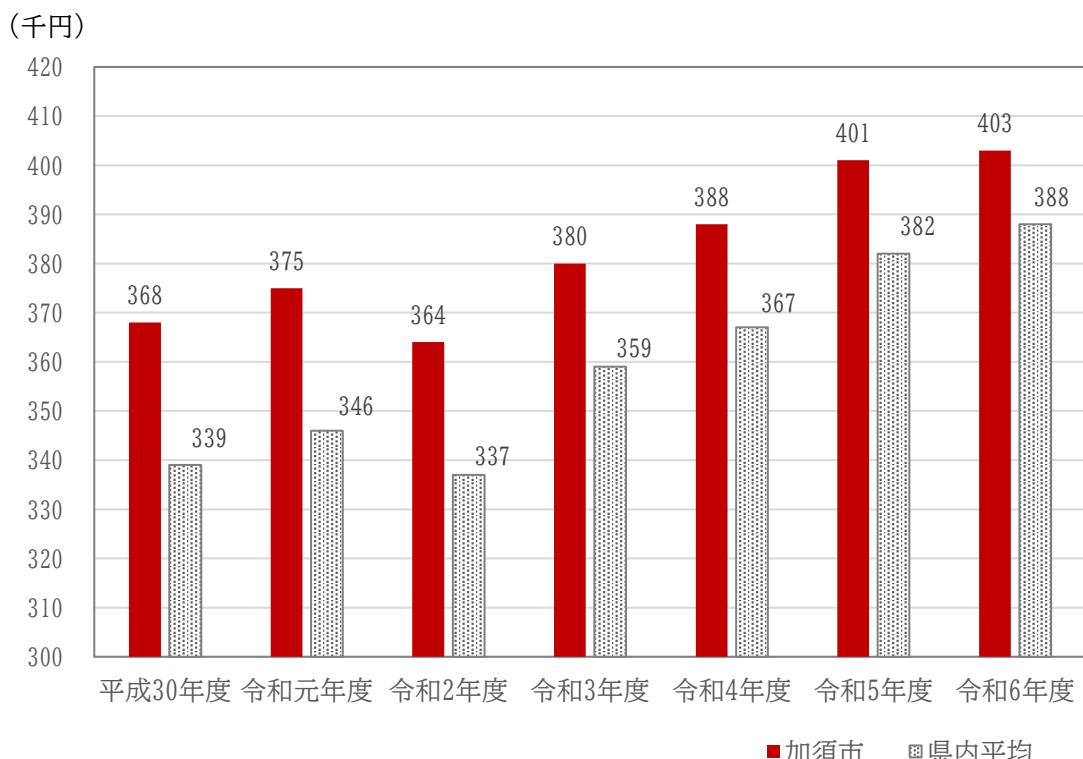
本市の国保は、高齢化率が高いことから、医療費の支出に直接影響を及ぼすこととなる。被保険者数の減少により保険給付費総額としては減少が見込まれるが、一人当たりの医療費は、高齢化の急速な進展や医療の高度化により、引き続き増加傾向にある。

一方、国保財政の根幹である保険税収入についても、被保険者の減少などにより減少が見込まれる。収支の不足額については、一般会計から繰り入れるなど、財政運営においては依然として厳しい状況が続いているが、安定した事業運営に努めていく必要がある。

今後の国保事業の運営にあたっては、本来、独立採算的な運営が求められていること、埼玉県国民健康保険運営方針等においても一般会計からの法定外繰入れを削減・解消することになっていることから、国保会計単独で、収支均衡を図ることを基本とし、次の5項目を重点項目として事業の運営をする。

- (1) 医療費適正化の推進
- (2) 保険給付の適正化
- (3) 資格適用事務等の適正化
- (4) 保険税収納率の向上
- (5) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

【一人当たり療養諸費 費用額】



4 国保事業運営の具体的施策

(1) 医療費適正化の推進

① データヘルス計画等の推進

国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づき、被保険者の健康維持のために保健事業を行い、国保データベース(KDB)システムを活用しながら、医療費分析を行うとともに、P D C Aサイクルによる、効果的・効率的な事業実施を図り、医療費の適正化を推進する。

また、健康づくりとスポーツ活動の一体的な取組を推進する。

② 国保健診受診率／特定保健指導実施率の向上

健康診断受診率向上特別対策プロジェクトチームを中心に、生活習慣病の予防を目的とした特定健康診査や特定保健指導等の保健事業を全庁的な体制で実施し、受診率等の着実な向上に取り組む。

	令和6年度実績値	令和7年度目標値	令和8年度目標値
国保健診(特定健康診査)受診率	40.3%	60%以上	60%以上
特定保健指導実施率	31.5%	35%以上	40%以上

③ 糖尿病性腎症重症化予防対策事業の実施

埼玉県国民健康保険団体連合会による共同事業方式により、特定健康診査等の結果から、糖尿病性腎症の疑いがある被保険者に対し、受診を促すとともに、レセプトや特定健康診査のデータから糖尿病性腎症の病期が2期～4期の被保険者を対象に保健指導を実施し、糖尿病性腎症の重症化予防に取り組む。

	令和6年度実績値	令和7年度目標値	令和8年度目標値
新規人工透析者のうち 糖尿病患者の割合	66.7%	66.2%	65.7%
糖尿病性腎症重症化予防プログラム 参加者数	11人	23人以上	25人以上

④ 医療費通知／後発（ジェネリック）医薬品差額通知の実施

受診者に対して、年6回（5月・7月・9月・11月・1月・3月）医療費を通知し、適正受診の周知を図る。また、年2回（9月・3月）ジェネリック医薬品との差額を通知し、調剤費の適正化を図るとともに、ジェネリック医薬品の使用を促進する。

	令和6年度実績値	令和7年度目標値	令和8年度目標値
ジェネリック医薬品数量シェア	84.8%	81.0%以上	81.5%以上

(2) 保険給付の適正化

① レセプト点検の充実

診療報酬明細書の点検調査は、縦覧点検などの過誤調整(資格点検・内容点検)の充実に努める。また、診療報酬明細書の点検調査等で得られた資料を、重複、多受診者などに対する適正受診・適正服薬の指導などに活用することにより医療費適正化を図る。

	令和6年度実績値	令和7年度目標値	令和8年度目標値
レセプト点検強化による被保険者1人当たりの財政効果額	1,344円	3,000円以上	3,000円以上
重複・多剤投与者に対する適正服薬を促す取組み	2人	実施	実施

② 第三者行為求償への取組

被保険者が交通事故等で第三者の行為によって傷病等を受け、医療機関等で治療を受ける場合、その医療費の支払いについては原因となった第三者が負担する責任が生じることから、被保険者からの届出がない第三者行為案件の発見及び求償事務に対する取り組み強化を図る。

	令和6年度実績値	令和7年度目標値	令和8年度目標値
届出のない第三者求償案件の発見及び求償件数	4件	6件以上	6件以上

(3) 資格適用事務等の適正化

① 被保険者の的確な把握

被保険者の資格の得喪は、早期届出の励行をするように市の広報紙等により周知を行う。届出受付時及び所得調査時などにおいて、的確に被保険者の把握に努め、さらに年金記録等との照合を行うことにより、適用の漏れ、被用者保険等との重複適用を防止し、被保険者資格の適正化を図る。

	令和6年度実績値	令和7年度目標値	令和8年度目標値
国民年金記録等との照合による被保険者資格の適正化	毎月実施	毎月実施	毎月実施

② オンライン資格確認の運用

療養の給付を受ける場合の被保険者資格の確認について、マイナンバー(個人番号)カードによるオンライン資格確認が令和3年10月から本格的に開始されたため、適正な運用とマイナンバーカードの取得(被保険者証利用するための初回紐づけ)を推進する。

	令和6年度実績値	令和7年度目標値	令和8年度目標値
マイナンバーカードの取得促進 ※被保険者証利用するための初回紐づけ支援等	実施 【関係課と連携】	実施 【関係課と連携】	実施 【関係課と連携】
被保険者証利用紐づけ実施済みの被保険者(各年度3月)	14,909人	16,000人	17,000人

※令和6年12月2日に保険証の新規発行が廃止され、資格確認書又は資格情報のお知らせが発行されている。

(4) 保険税収納の向上

① 保険税収納対策の取組み

被保険者の負担の公平性と国保財政の安定化を確保するため、保険税の収納率の向上を目指し、次の項目を重点的に取り組む。

- 納期内納付の促進・・・口座振替納付の促進、納期内納付の周知を徹底させ、新規滞納の発生を抑制し、滞納繰越額の圧縮を図る。
- 現年課税分の確実な徴収・・・文書、電話等による催告を強化し、現年度課税分の収納率向上を図る。
- 滞納処分の強化・・・滞納者が再三の督促、催告にもかかわらず納付に応じない場合は、実情を踏まえた上で差押え等の滞納処分を行うこととし、特に預貯金等債権や給与を中心とした差押えを徹底するとともに、滞納処分の早期処理による新規滞納発生の防止を図る。
- 徴収できない事案の確実な停止処理・・・滞納者の資力回復が見込めず、滞納処分することができる財産がない場合には、滞納処分の執行停止を積極的に進め、現年度課税分及び滞納繰越分の収納率向上を図る。
- 県や国保連合会等が主催する研修会に積極的に参加し、差押え、滞納処分の停止などの滞納整理手法に関する知識及び技術を習得する。

	令和6年度実績値	令和7年度目標値	令和8年度目標値
現年度課税分の収納率	94.9%	94.95%以上	95.0%以上

(5) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため「国保データベース(KDB)システムを活用して医療や介護情報の分析を行い「後期高齢者の保健事業」「介護保険法の地域支援事業(介護予防)」「国民健康保険の保健事業」を一体的に実施し、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行後も、連続的な保健事業を実施する。

	令和6年度実績値	令和7年度目標値	令和8年度目標値
国保データベース(KDB)システムを活用した事業の実施	実施 【関係課と連携】	実施 【関係課と連携】	実施 【関係課と連携】
フレイル状態にある者を医療・福祉サービスに接続する取組み	実施 【関係課と連携】	実施 【関係課と連携】	実施 【関係課と連携】

5 国保税改正の基本方針（案）

納付金を賄うために必要な保険税率を設定することを原則とし、次の2つの考え方に基づき国保税率等の設定を行う。

（1）地方税法等に則した税率設定

- 国保税の仕組みどおり、4本立てとする。

- ・医療給付費分
- ・後期高齢者支援金分
- ・介護納付金分（40歳～64歳）
- ・子ども・子育て支援納付金分（18歳に達する日以後最初の3月31日以前である被保険者の均等割額は、全額軽減される）

- 令和8年度の賦課方式と税率については、次のとおりとする。

【医療給付費分】

賦課方式	税率	
	所得割率	均等割額
2方式	7.98% (+0.48 ポイント)	47,700円 (+7,000円)

【後期高齢者支援金分】

賦課方式	税率	
	所得割率	均等割額
2方式	2.86% (+0.56 ポイント)	13,500円 (+3,000円)

【介護納付金分】

賦課方式	税率	
	所得割率	均等割額
2方式	2.44% (+0.04 ポイント)	11,000円 (±0円)

【子ども・子育て支援納付金分】

賦課方式	税率		
	所得割率	均等割額	18歳以上均等割額
2方式	0.26% (新)	1,573円 (新)	119円 (新)

【合計】

区分	税率	
	所得割率	均等割額
医療+後期+介護	13.28% (+1.08 ポイント)	72,200円 (+10,000円)
医療+後期+介護+子ども	13.54% (+1.34 ポイント)	73,892円 (+11,692円)

- 令和8年度に、令和7年度の法定賦課限度まで引き上げるものとする。なお、令和8年度に新たに創設される子ども・子育て支援金分については、政令と同日から適用する。

【賦課限度額】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (案)
医療分	63万円	63万円	65万円	65万円	65万円	66万円
支援金分	19万円	19万円	20万円	22万円	24万円	26万円
介護分	17万円	17万円	17万円	17万円	17万円	17万円
子ども分	-	-	-	-	-	-
合計	99万円	99万円	102万円	104万円	106万円	109万円

【低所得者に対する均等割軽減割合】

	令和7年度 軽減判定基準額	令和8年度 軽減判定基準額（見込）
7割軽減	43万円以下	43万円以下
5割軽減	43万円+(30万5千円×加入者数)以下	43万円+(30万5千円×加入者数)以下
2割軽減	43万円+(56万円×加入者数)以下	43万円+(56万円×加入者数)以下

※ 軽減判定所得の算定基準について

給与所得者等(公的年金等に係る所得を有する者を含む)が2人以上いる場合に、軽減判定基準額に、給与所得者等の数の合計から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える。

(2) 埼玉県国民健康保険運営方針等を踏まえた税率設定

埼玉県国民健康保険運営方針において、保険税水準の統一や一般会計からの法定外繰入金解消の目標年度が定められていることを踏まえ、税率設定を検討する。さらに、市町村標準保険税率が上昇傾向であることを見据える必要がある。

また、令和9年度までには、税制改正により法定賦課限度が改正された場合、政令と同日から適用する。(子ども・子育て支援金分については、令和8年度から)

【埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）（抜粋）】

- ① 赤字市町村は、赤字削減・解消計画書を作成し、収納率の向上、医療費適正化の取組、適正な保険税の設定等により、赤字解消・削減を図ること。
- ② 保険税水準の準統一の目標年度の前年度である令和8年度までに法定外一般会計繰入金等（赤字及び決算補填等以外の目的の法定外一般会計繰入金）を解消すること。
- ③ 保険税水準の統一は、3段階に分けて進めていくこととする。
(令和6年度から：納付金ベースの統一／令和9年度から：準統一／令和12年度：完全統一)
- ④ 保険税水準の準統一に当たっては、全ての市町村が市町村標準保険税率どおりに賦課すること。
- ⑤ 保険税水準の完全統一に当たっては、全ての市町村が都道府県標準保険税率どおりに賦課すること。
- ⑥ 賦課限度額は、政令（地方税法施行令）で定める金額で統一すること。

■ 国保税率等の推移

(単位:円)

年度	医療給付費分			後期高齢者支援金分			介護納付金分			子ども・子育て支援納付金分			
	(応能割)	(応益割)	賦課	(応能割)	(応益割)	賦課	(応能割)	(応益割)	賦課	(応能割)	(応益割)	賦課	
	所得割率	均等割額	限度額	所得割率	均等割額	限度額	所得割率	均等割額	限度額	所得割率	均等割額	18歳以上均等割額	限度額
H30	7.50%	21,000	540,000	2.30%	7,000	170,000	2.40%	11,000	150,000	-	-	-	-
R1	7.50%	21,000	560,000	2.30%	9,500	190,000	2.40%	11,000	160,000	-	-	-	-
R2	7.50%	21,000	580,000	2.30%	9,500	190,000	2.40%	11,000	160,000	-	-	-	-
R3	7.50%	21,000	630,000	2.30%	9,500	190,000	2.40%	11,000	170,000	-	-	-	-
R4	7.50%	23,000	630,000	2.30%	10,500	190,000	2.40%	11,000	170,000	-	-	-	-
R5	7.50%	27,700	650,000	2.30%	10,500	200,000	2.40%	11,000	170,000	-	-	-	-
R6	7.50%	32,700	650,000	2.30%	10,500	220,000	2.40%	11,000	170,000	-	-	-	-
R7	7.50%	40,700	650,000	2.30%	10,500	240,000	2.40%	11,000	170,000	-	-	-	-
R8 (案)	7.98%	47,700	660,000	2.86%	13,500	260,000	2.44%	11,000	170,000	0.26%	1,573	119	-

※令和8年度に新設される子ども・子育て支援納付金の均等割額（18歳以上均等割額を除く。）については、18歳に達する日以後最初の3月31日以前である被保険者の場合、全額軽減される。

■ 令和8年度税率改正の影響（調定見込み）

（令和7年4月現在の加入者及び低所得者軽減適用状況で試算）

【全世帯】

世帯 人数	該当 世帯数	該当 加入者数	加入者のうち 未就学児	現行税率 で算定 (円)	新税率(案) で算定 (円)	影響額 (円)	1世帯当たり の影響額 (円)	1人当たりの 影響額 (円)
計	15,289世帯	22,911人	461人	2,400,818,100	2,737,769,068	336,950,968	22,039	14,707

■ 国民健康保険税低所得者軽減適用状況

（令和7年4月現在）

	軽減なし	2割軽減	5割軽減	7割軽減	計
加入世帯	7,233世帯	1,785世帯	2,169世帯	4,102世帯	15,289世帯
	47.3%	11.7%	14.2%	26.8%	100.0%
加入者	10,984人	3,046人	3,612人	5,269人	22,911人
	47.9%	13.3%	15.8%	23.0%	100.0%

■ 世帯モデル別 税率改正の影響

（単位：円）

軽減 区分	世帯 人数	世帯モデル の収入目安 <small>※世帯主のみ収入がある場合</small>	※上段：子ども・子育て支援分含む ※下段：子ども・子育て支援分含まない		税率改正の影響		
			所得 金額	年齢区分	現行税率 で算定	新税率(案) で算定	影響額
7割	単身	給与108万円以下または 公的年金153万円以下	43万円 以下	40歳未満または 65歳以上	15,300	18,800	3,500
						18,300	3,000
5割	単身	給与135万円または 公的年金180万円	70万円	40歳未満または 65歳以上	52,000	61,200	9,200
						59,700	7,700
2割	4人	給与297万2千円または 公的年金310万円	200万円	40歳未満または 65歳以上	317,600	375,400	57,800
						366,000	48,400
なし	4人	給与430万円または 公的年金433万5千円	300万円	40歳以上または 65歳未満	562,200	643,400	81,200
						630,000	67,800
なし	4人	給与430万円または 公的年金433万5千円	300万円	40歳未満夫婦 小学生1人 未就学児1人	431,000	502,700	71,700
						492,700	61,700

令和8年度 加須市国民健康保険事業特別会計予算(案)

【歳入】

(単位:千円)

		R07年度当初予算	R08年度当初予算額(予定)	比較
01	国民健康保険税(現年度課税)	2,005,987	2,282,943	276,956
	国民健康保険税(滞納繰越分)	94,999	90,000	△ 4,999
02	使用料及び手数料	1	1	0
03	国庫支出金	1	1	0
04	県支出金	9,258,609	9,020,964	△ 237,645
05	繰入金(一般会計法定内繰入金)	765,058	881,904	116,846
	繰入金(一般会計法定外繰入金)	399,259	120,000	△ 279,259
06	繰越金	1	1	0
07	諸収入	11,385	10,485	△ 900
08	市債	0	1	1
歳入計		12,535,300	12,406,300	△ 129,000

【歳出】

(単位:千円)

		R07年度当初予算	R08年度当初予算額(予定)	比較
01	総務費	243,581	199,034	△ 44,547
02	保険給付費	9,129,094	8,947,322	△ 181,772
03	国民健康保険事業費納付金	3,013,473	3,110,759	97,286
04	財政安定化基金拠出金	1	1	0
05	保健事業費	128,176	121,643	△ 6,533
06	諸支出金	17,475	24,041	6,566
07	予備費	3,500	3,500	0
				0
歳出計		12,535,300	12,406,300	△ 129,000

県内市における国民健康保険税 調定額・収納率の状況

(令和6年度決算)

保険者名	1人当たり 調定額 (円)
1 戸田市	121,100
2 八潮市	120,549
3 和光市	120,222
4 朝霞市	118,287
5 さいたま市	117,769
6 新座市	114,596
7 志木市	112,987
8 吉川市	111,470
9 所沢市	111,028
10 久喜市	110,123
11 ふじみ野市	110,111
12 越谷市	109,792
13 蕨市	108,457
14 白岡市	107,355
15 入間市	107,046
16 川口市	106,210
17 三郷市	105,422
18 狹山市	104,542
19 鶴ヶ島市	103,958
20 草加市	103,865
21 川越市	103,716
22 蓼田市	102,610
23 北本市	102,212
24 上尾市	102,105
25 飯能市	101,771
26 富士見市	101,751
27 日高市	101,035
28 深谷市	99,402
29 本庄市	99,362
30 鴻巣市	98,462
31 桶川市	97,329
32 加須市	95,299
33 幸手市	95,104
34 春日部市	93,018
35 熊谷市	92,435
36 東松山市	91,674
37 羽生市	91,640
38 行田市	89,198
39 秩父市	82,426
40 坂戸市	82,180

保険者名	1世帯当たり 調定額 (円)
1 八潮市	173,218
2 戸田市	172,083
3 吉川市	166,694
4 さいたま市	165,818
5 朝霞市	164,861
6 和光市	164,195
7 新座市	162,377
8 志木市	161,682
9 久喜市	161,286
10 所沢市	158,324
11 白岡市	158,274
12 越谷市	157,005
13 入間市	156,150
14 ふじみ野市	155,220
15 三郷市	153,753
16 深谷市	151,318
17 狹山市	151,102
18 蕨市	150,965
19 日高市	150,894
20 川口市	150,691
21 本庄市	150,108
22 飯能市	149,004
23 北本市	148,494
24 鶴ヶ島市	148,379
25 蓼田市	148,101
26 川越市	147,953
27 草加市	147,437
28 上尾市	147,210
29 鴻巣市	145,903
30 加須市	144,125
31 富士見市	144,027
32 桶川市	141,107
33 幸手市	138,724
34 羽生市	135,945
35 熊谷市	135,122
36 春日部市	132,729
37 行田市	132,661
38 東松山市	131,157
39 秩父市	123,944
40 坂戸市	114,973

保険者名	現年分 収納率
1 鴻巣市	97.28%
2 ふじみ野市	96.35%
3 秩父市	96.24%
4 新座市	96.00%
5 桶川市	95.73%
6 飯能市	95.72%
7 富士見市	95.71%
8 白岡市	95.68%
9 蓼田市	95.68%
10 深谷市	95.56%
11 本庄市	95.46%
12 北本市	95.33%
13 幸手市	95.22%
14 志木市	95.18%
15 日高市	95.11%
16 熊谷市	94.94%
17 吉川市	94.91%
18 狹山市	94.89%
19 鶴ヶ島市	94.89%
20 東松山市	94.87%
21 入間市	94.77%
22 さいたま市	94.72%
23 上尾市	94.69%
24 行田市	94.69%
25 加須市	94.60%
26 所沢市	94.13%
27 朝霞市	94.12%
28 和光市	93.87%
29 羽生市	93.69%
30 川越市	93.53%
31 三郷市	93.51%
32 久喜市	93.16%
33 坂戸市	92.97%
34 八潮市	92.95%
35 川口市	92.87%
36 蕨市	92.86%
37 越谷市	92.76%
38 春日部市	92.73%
39 戸田市	92.29%
40 草加市	91.83%

資料：令和6年度国民健康保険事業状況(令和6年度事業年報速報値)

県内市における国民健康保険事業特別会計 繰入金等の状況
(令和6年度決算)

保険者名	1人当たり 翌年度繰越金 (円)	保険者名	1人当たり 法定外繰入金 (円)
1 羽生市	42,118	1 志木市	36,279
2 和光市	29,248	2 秩父市	27,001
3 志木市	21,135	3 春日部市	26,791
4 ふじみ野市	18,556	4 草加市	25,419
5 吉川市	16,642	5 行田市	24,381
6 八潮市	16,559	6 三郷市	22,914
7 北本市	16,157	7 富士見市	21,434
8 越谷市	15,817	8 川越市	17,464
9 深谷市	14,767	9 上尾市	16,961
10 戸田市	14,363	10 川口市	15,673
11 川越市	13,584	11 越谷市	15,028
12 蓼田市	13,546	12 桶川市	14,376
13 鶴ヶ島市	12,335	13 加須市	14,064
14 東松山市	12,328	14 熊谷市	14,018
15 秩父市	12,202	15 戸田市	13,783
16 白岡市	11,116	16 深谷市	13,053
17 鴻巣市	9,649	17 所沢市	10,678
18 本庄市	9,417	18 さいたま市	9,149
19 加須市	9,408	19 日高市	8,809
20 上尾市	8,618	20 入間市	8,642
21 坂戸市	8,287	21 蕨市	8,459
22 久喜市	7,966	22 朝霞市	7,041
23 春日部市	7,692	23 吉川市	6,393
24 行田市	7,076	24 飯能市	5,401
25 飯能市	6,790	25 鴻巣市	5,115
26 幸手市	5,940	26 和光市	4,836
27 蕨市	5,628	27 狹山市	4,564
28 新座市	5,390	28 ふじみ野市	4,064
29 日高市	5,012	29 坂戸市	1,000
30 三郷市	4,964	30 蓼田市	919
31 さいたま市	4,000	31 鶴ヶ島市	806
32 朝霞市	3,899	32 久喜市	519
33 入間市	3,235	33 羽生市	0
34 所沢市	3,187	33 八潮市	0
35 桶川市	2,435	33 白岡市	0
36 狹山市	742	33 幸手市	0
37 草加市	471	33 東松山市	0
38 富士見市	263	33 新座市	0
39 川口市	0	33 北本市	0
39 熊谷市	0	33 本庄市	0

資料：令和6年度国民健康保険事業状況(令和6年度事業年報速報値)

県内市における国民健康保険 前期高齢者構成率・療養諸費用額等の状況
(令和6年度決算)

保険者名	前期高齢者構成率	保険者名	全被保険者1人当たり療養諸費用額(円)	保険者名	1人当たり事業費納付金(円)
1 秩父市	50.87%	1 日高市	433,256	1 和光市	162,448
2 久喜市	50.69%	2 久喜市	421,871	2 戸田市	157,571
3 鴻巣市	50.26%	3 吉川市	418,506	3 朝霞市	154,404
4 幸手市	50.18%	4 秩父市	418,323	4 志木市	153,383
5 白岡市	50.15%	5 桶川市	416,586	5 八潮市	150,011
6 加須市	50.11%	6 白岡市	416,460	6 三郷市	149,177
7 羽生市	49.73%	7 北本市	414,844	7 さいたま市	148,531
8 北本市	49.45%	8 蓼田市	413,065	8 新座市	147,492
9 行田市	49.40%	9 幸手市	407,690	9 草加市	147,284
10 日高市	48.65%	10 狹山市	406,626	10 所沢市	146,223
11 蓼田市	48.22%	11 三郷市	405,176	11 富士見市	146,040
12 熊谷市	48.09%	12 羽生市	404,163	12 吉川市	144,470
13 飯能市	47.67%	13 加須市	403,016	13 越谷市	144,202
14 東松山市	47.28%	14 熊谷市	402,097	14 川口市	143,802
15 狹山市	46.57%	15 飯能市	401,348	15 ふじみ野市	142,306
16 深谷市	46.39%	16 鴻巣市	399,503	16 入間市	139,941
17 桶川市	46.35%	17 入間市	397,951	17 白岡市	139,293
18 入間市	46.20%	18 行田市	395,446	18 鶴ヶ島市	138,834
19 鶴ヶ島市	44.73%	19 本庄市	395,259	19 蕨市	138,655
20 本庄市	43.81%	20 上尾市	393,195	20 川越市	138,495
21 上尾市	43.47%	21 鶴ヶ島市	391,167	21 桶川市	138,190
22 春日部市	43.41%	22 川越市	390,304	22 狹山市	138,165
23 坂戸市	42.81%	23 春日部市	389,321	23 飯能市	137,770
24 吉川市	41.63%	24 深谷市	387,422	24 日高市	137,069
25 所沢市	40.88%	25 さいたま市	387,400	25 蓼田市	137,031
26 三郷市	40.69%	26 ふじみ野市	386,391	26 上尾市	136,454
27 川越市	40.36%	27 東松山市	386,067	27 鴻巣市	134,598
28 さいたま市	40.28%	28 越谷市	383,518	28 東松山市	134,527
29 ふじみ野市	39.42%	29 所沢市	379,177	29 春日部市	134,139
30 越谷市	39.14%	30 八潮市	375,786	30 本庄市	132,790
31 志木市	37.29%	31 富士見市	372,568	31 深谷市	132,053
32 富士見市	36.27%	32 草加市	371,866	32 久喜市	131,879
33 新座市	35.98%	33 新座市	371,191	33 北本市	131,547
34 草加市	34.74%	34 志木市	369,294	34 行田市	130,664
35 朝霞市	34.56%	35 和光市	368,668	35 加須市	129,801
36 八潮市	33.06%	36 坂戸市	365,583	36 熊谷市	129,653
37 和光市	32.77%	37 川口市	353,080	37 秩父市	129,035
38 川口市	31.76%	38 朝霞市	351,717	38 幸手市	128,365
39 蕨市	28.84%	39 戸田市	337,743	39 羽生市	127,451
40 戸田市	28.17%	40 蕨市	317,733	40 坂戸市	123,912

資料：令和6年度国民健康保険事業状況(令和6年度事業年報速報値)